

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内) 113・132・135

高額介護サービス費の 上限額の一部が変わります

介護保険では、1カ月ごとの利用者負担が上限額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しています。平成29年8月利用分から、その上限額の一部が変わります。

【どうして上限額が変わるの？】

高齢化が進み、介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平性を保ち、負担能力に応じた負担をお願いするため、世帯のどなたかが住民税を課税されている方（第4段階の方）の上限額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。なお、第1～第3段階の方に変更はありません。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
第4段階	現役並み所得者※	44,400円
	一般 （住民税課税世帯で、現役並み所得者に該当しない方）	平成29年7月まで 37,200円
		平成29年8月から 44,400円

※現役並み所得者とは…同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。

◎3年間の時限措置があります

利用者負担段階が『一般』の方は上限額が44,400円（月額）となりますが、長期に介護サービスを利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、3年間に限り年間446,400円（37,200円×12カ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。

国民年金後納制度について

▶年金額アップ・年金の受給資格を得られます

後納制度は、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去5年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できるのは平成30年9月30日までとなっています。

▶ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

▶お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【ねんきん加入者ダイヤル】 ☎0570-003-004（ナビダイヤル）

※050で始まる電話からおかけになる場合は、☎03-6630-2525

▶受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日 午前9時～午後5時

※第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日はご利用いただけません。